

みずほ情報総研株式会社
藤森主席研究員
提出資料

イギリスの公的年金におけるパート労働者の取り扱い

2007年1月30日

みずほ情報総研

藤森 克彦

1. 英国の公的年金の体系 (図表1)

- (1) 基礎年金：自営業者と被用者は強制加入
- (2) 付加年金（国家第二年金／報酬比例年金）：被用者は強制加入
- (3) 適用除外制度
 - ・ 一定要件を満たす私的年金（企業年金、個人年金、ステークホルダー年金）に加入する被用者には、付加年金への加入を免除

2. 国民保険の適用

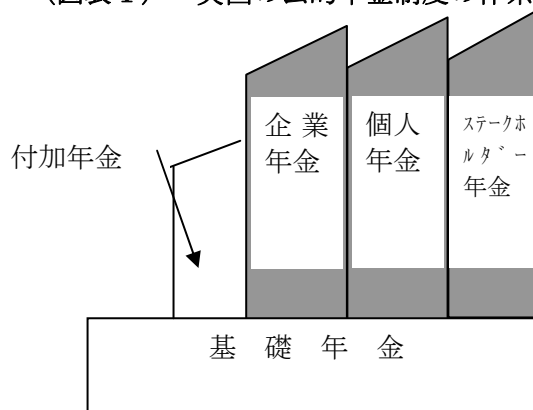
(1) 特徴

- ・ 公的年金の財源は「国民保険料」によって賄われている。
- ・ 国民保険料は「年金」「求職者手当」「労働災害」「出産手当」「遺族給付」などを包括した総合的な保険制度。

(2) 保険料拠出義務

- ・ 16歳以上65歳（女性は60歳）未満の英国居住者に国民保険が強制適用。
- ・ ただし、「下限所得 (Lower Earnings Limit:LEL)」(2006年度は年収4,368ポンド)未満の収入しか得ていない者には、保険料拠出義務が課されていない。(4,368ポンド≒約100万5千円、1ポンド=230円で換算)。

(図表1) 英国の公的年金制度の体系



(資料) 各種資料により筆者作成。

(3) 国民保険料の種類

- A. 第1種保険料： 被用者を対象（図表2）
- ・賃金が、「下限所得」以上で「基準所得(primary threshold)」未満の場合（年収約100万円～116万円）、基準収入で保険料を納付したとみなされる。
 - ・第1種保険料は、事業主が賃金から源泉徴収をして、所得税と共に歳入税関庁(HM Revenue & Customs)に納付。
- B. 第2種保険料： 自営業者を対象
- ・年収4,465以上の自営業者に、週2.10ポンドの保険料（定額）
- C. 第3種保険料： 任意拠出。
- ・保険料は週7.55ポンド
 - ・下限所得未満の被用者や学生などが任意に拠出。
- D. 第4種保険料： 高収入の自営業者を対象
- ・5,035～33,540ポンド未満の年間利益について8%の保険料
 - ・33,540ポンド以上の年間利益について1%の保険料

(図表2) 第1種保険料の保険料率 (2006年度)

	↓ 下限所得 £ 4,368	↓ 基準所得 £ 5,035	↓ 上限所得 £ 33,540	
	£ 4,368 未満	£ 4,368～ 5,035 未満	£ 5,035～ 33,540 未満	£ 33,540 以上
被用者	—	0%	11%	1%
事業主	—	0%	12.8%	12.8%
備考	保険料拠出義務が課されない。 →受給権なし	保険料拠出をしたとみなされる		

- (注) 1. 年収は被用者のグロス収入。
2. 適用除外制度を活用していない場合。
3. £ 4,368 ≒ 100万円、£ 5,035 ≒ 116万円、£ 33,540 ≒ 771万円（1ポンド=230円で換算）

(資料) HM Revenue & Customs, PAYE and NICs rates and limits for 2006-07, E12(2006)

3. 基礎年金の受給資格と例外措置

(1) 保険料拠出要件

- ① 1年以上の保険料拠出実績（有資格年）があること
（みなし期間は含むが、クレジット年数は含めない）
- ② 満額の基礎年金を得るには、就労年数（通常男性49年、女性44年）に対する有資格年（保険料拠出期間とクレジットの合計）が約90%以上あること。これより有資格年が少なければ、比例的に受給額が減額。
→ただし、有資格年が25%以上（通常、10年か11年以上）ないと、そもそも基礎年金を受給できない

(2) 年齢要件：男子65歳以上、女子60歳以上（2010～20年にかけて65歳に引き上げ）

(3) 保険料拠出要件を充足しやすくするための例外措置

- ・やむをえない事情によって保険料拠出年数を充足できないことが考えられるので、可能な限り保険料拠出が給付に結びつくように例外措置が設置されている。

A. 所得クレジット (credit of earnings)

- ・下記の事情がある者は、保険料を実際に納付しなくても、「下限所得」に対応する保険料を拠出したとみなされる。
→疾病あるいは障害による就労不能、介護手当の受給、勤労税控除を受給、法定出産手当の受給、陪審員サービスの実施など

B. 家庭責任保全制度 (Home Responsibilities Protection)

- ・家庭責任があるために、就労できないか、あるいは「下限所得」未満の収入しか得られない場合、必要な保険料拠出年数から、HRPの期間を差し引くことができる。
ただし、この場合であっても、実際の保険料拠出年数が20年以上は必要。
- ・家庭責任保全制度を受けるための要件
 - ① 16歳未満の子供がいて児童手当を受けていること
 - ② 恒常的に週35時間以上の長期療養の病人ないし障害者の世話をしていることなど。

4. 給付構造

(1) 基礎年金

- ・ 定額給付。ただし保険料拠出期間が短ければそれに比例して減少。

① カテゴリーA年金

- ・ 本人の保険料拠出に基づき支給（満額で週 84.25 ポンド）

② カテゴリーB年金：

- ・ 夫（あるいは妻）がカテゴリーA年金の受給資格を得て、夫婦ともに年齢要件を充足した場合に、その妻（あるいは夫）に支給（満額：週 50.55 ポンド）。夫婦世帯は、カテゴリーAとBを併せた週 134.80 ポンドを受給。
- ・ 共働き世帯で夫も妻も保険料拠出要件を満たしている場合、双方にカテゴリーA年金が支給される。

③ カテゴリーD年金：

- ・ 過少の公的年金を受給する 80 歳以上の者に、連続した 20 年間に 10 年以上英国に居住した場合に支給（給付水準はカテゴリーA年金の約 6 割）

(2) 付加年金： 加入者の所得に応じて支給

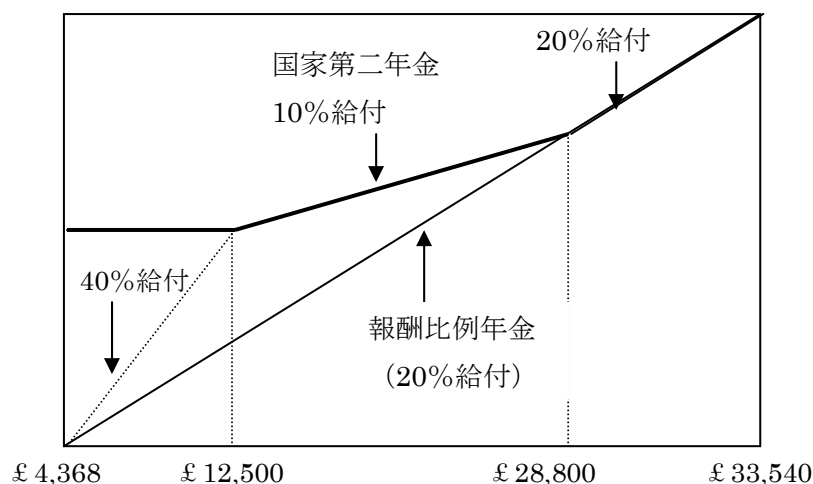
A. 報酬比例年金

- ・ 給付額＝平均対象賃金×加入年数（最長 20 年間）× 1 / 100

B. 国家第二年金（図表 3）

- ・ 低所得被保険者への所得再分配

(図表 3) 国家第二年金の給付額



(資料) 雇用年金省資料により作成。

5. パートタイム労働者の状況

- (1) 「パートタイム労働者」の定義：週あたり労働時間 30 時間未満の者
- (2) パートタイム労働者の概況（図表 4）
- (3) パートタイム労働者の処遇（図表 5）

（図表 4）パートタイム労働者の概況

雇用者数	うちパート タイマー	雇用者に占め るパートタイ マーの割合	女性パート タイマー雇用者	パートタイマ ーに占める女 性の割合	女性雇用者に占 めるパートタイ マーの割合
2502 万人	643 万人	25.7%	514 万人	79.9%	42.0%

（資料）National Statistics, *First Release: Labour Market*, Jan. 2007

（図表 5）パートタイム労働者の処遇

	グロス週給（中央値） （単位：ポンド）		時間当たり賃金（注） （単位：ポンド）		週あたり平均労働時間 （単位：時間）	
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
男性	487.4	126.6	11.71	6.85	40.7	17.8
女性	386.8	139.1	10.24	7.00	37.6	18.5
全体	447.1 (約 10 万 3 千円)	136.6 (約 3 万 1 千円)	11.12 (約 2,560 円)	6.99 (約 1,610 円)	39.5	18.4

（注）1. 残業代を除く。

2. 「全体」における括弧内は、1 ポンド=230 円で円換算した場合の金額。

（資料）National Statistics, *First Release: 2006 Annual Survey of Hours and Earnings*, Oct. 2006

以上